

## 津波防災の日

### ● 11月5日は、「津波防災の日」、「世界津波の日」

平成23年（2011年）6月に津波対策を総合的かつ効果的に推進することを目的とした「津波対策の推進に関する法律（以下、津波対策推進法という）」が制定されました。この法律では、津波対策に関する観測体制の強化、調査研究推進、被害予測、連携協力体制整備、防災対策実施などが規定されています。そして、国民の間に広く津波対策について理解と関心を深めるため、毎年11月5日が「津波防災の日」と定められました。また、この日は「世界津波の日」でもあります。第70回国連総会本会議（平成27年12月22日）で11月5日を「世界津波の日」を定める決議が採択されました。11月5日とした由来は、安政元年（1854年）11月5日に和歌山県で起きた大津波（安政南海地震）の際に、稲むらに火をつけることで、村民を避難させたという「稲むらの火」の逸話に由来しています。

決議においては、すべての加盟国、組織、個人に津波に対する意識を向上するために「世界津波の日」を遵守することを要請しています。

地震や津波等の自然災害は、いつおこるかわかりません。津波対策推進法では、国や地方自治体に津波避難訓練等の実施、津波防災に関連した取組の推進に努めなければならないとしています。国や自治体などで実施される訓練や防災への取り組みへ積極的に参加しましょう。



津波防災特設サイト⇒<https://tsunamibousai.jp/>

### ● 「津波防災の日」・「世界津波の日」の取組の一環として、

緊急地震速報の訓練を実施します。

地震による揺れから身を守ることが、地震・津波防災の第一歩です。内閣府、消防庁及び気象庁では、11月5日（火）10時00分頃に緊急地震速報の全国的な訓練を実施します。実際の地震が起きた際に適切な防災対応ができるように、この機会に身を守る行動を体験してみましょう。詳細は下記URLをご確認ください。

<https://www.data.jma.go.jp/eew/data/nc/kunren/2024/kunren.html>